

令和7年4月

大学院生 各位

研究支援課研究支援係

研究倫理教育の受講及び研究費不正使用防止に係る誓約書の提出について

このことについて、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」において、研究機関の義務として、広く研究活動に関わる者に対し、定期的な倫理教育の実施が義務付けられ、研究者以外の学生等に対する研究倫理教育の推進も求められております。本学では、「神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則」に基づき、役員、教員、学生及び事務職員等も含めた構成員全員を対象として、研究倫理教育の実施を推進し、学術研究における不正行為の防止に努めることとしており、大学院を含め、研究活動に従事される方に「APRIN eラーニングプログラム」で受講いただくこととしておりますので下記受講要領に沿って、受講をお願いいたします。

なお、科研費を始めとした外部資金の公募要領に記載のとおり、研究活動に参画する研究代表者及び研究分担者は、当該事業の交付申請前までに研究倫理教育の受講をすることとなり、受講しない場合は研究費が受給されない場合もあり得ることを申し添えます。

記

●研究費不正使用防止に係る誓約書の提出について

記載事項をご確認の上、必要事項を記入して誓約書「様式3」を提出してください。

●APRIN eラーニングプログラムの受講要領

1. 受講時期

- ・受講アカウント通知後から **2026年3月31日**

2. 受講手順について

- (1) eラーニングのための受講アカウントは6月頃に専攻分野等を通して通知されます。

受講マニュアルも併せて配付されますので、案内に沿って受講を開始してください。

※受講サイトでは受講コース：「神戸大学教員等コース（生命医科学系）」を選択してください。

- (2) 修了証の提出について

研究倫理教育受講は「生命科学論文・申請書作成特論」の単位取得条件です。

博士課程学生は【**学務課大学院教務学生係**】へ修了証を提出してください。

- (3) 他機関からの転入者の取り扱いについて

他機関にて本学と同内容の「eラーニングプログラム」を受講済の場合は、修了証を提出することで受講完了として取り扱います。

※修了日及び受講単位によっては再度受講をお願いする場合があります。